

令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、74都道府県市（都道府県、20指定都市、7児童相談所設置市）及び3国立施設（令和3年度末現在）を対象に、令和3年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和3年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は387件であった。令和3年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和2年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県等において虐待の事実が認められた件数は131件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が69件（52.7%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が21件（16.0%）、「障害児入所施設等」が20件（15.3%）、「児童自立支援施設」が8件（6.1%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件（4.6%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が68件（51.9%）、「心理的虐待」が39件（29.8%）、「性的虐待」が20件（15.3%）、「ネグレクト」が4件（3.1%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は225人であった。児童の性別は、「男子」が143人（63.6%）、「女子」が81人（36.0%）である。就学等の状況は、「小学校等」が80人（35.6%）、「中学校等」が56人（24.9%）、「高等学校等」が47人（20.9%）、「就学前」が31人（13.8%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 令和3年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は393人であり、届出・通告の受理件数は387件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が137人（34.9%）、「児童本人」が105人（26.7%）、「家族・親戚」が38人（9.7%）、「児童本人以外の被措置児童等」が12人（3.1%）、「学校・教育委員会」が11人（2.8%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	105	12	38	137	10	2	11	5	3	0	8	6	47	9	393
割合	26.7	3.1	9.7	34.9	2.5	0.5	2.8	1.3	0.8	0.0	2.0	1.5	12.0	2.3	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数387件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が232件（59.9%）、「都道府県等の担当部署」が139件（35.9%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県等の担当部署	都道府県等児童福祉審議会	都道府県等の福祉事務所	市町村	合計
件数	232	139	1	1	14	387
割合	59.9	35.9	0.3	0.3	3.6	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例430件（令和2年度以前からの継続事例43件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は391件、「事実確認を行っていない事例」は39件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は131件（30.5%）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	131	203	57	391	0	39	430
割合	30.5	47.2	13.3	90.9	0.0	9.1	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例131件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が69件（52.7%）、「里親・ファミリーホーム」が21件（16.0%）、「障害児入所施設等」が20件（15.3%）、「児童自立支援施設」が8件（6.1%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件（4.6%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設69件のうち、本園内ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、37件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	5	69	2	8	21	20	6	131
割合	3.8	52.7	1.5	6.1	16.0	15.3	4.6	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	14	1	1	13
13人～19人	2	0	1	1
12人以下	7	3	0	1
本園内ユニット7(8人以下)	37	4	0	5
地域分園型ユニット7(8人以下)	9	0	0	0
合計	69	8	2	20

② 自治体等別

○ 74自治体中、50自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数	都道府県	事実確認件数	虐待事例数
北海道	6	1	京都府	1	0	千葉市	2	1
青森県	4	0	大阪府	35	3	横浜市	3	3
岩手県	3	0	兵庫県	0	0	川崎市	14	5
宮城県	4	1	奈良県	1	0	相模原市	1	1
秋田県	3	2	和歌山県	6	3	新潟市	1	1
山形県	3	2	鳥取県	0	0	静岡市	0	0
福島県	4	0	島根県	3	0	浜松市	0	0
茨城県	4	0	岡山県	3	3	名古屋市	4	2
栃木県	15	5	広島県	10	1	京都市	4	2
群馬県	5	2	山口県	10	3	大阪市	44	4
埼玉県	8	6	徳島県	0	0	堺市	5	1
千葉県	9	3	香川県	4	2	神戸市	1	0
東京都	33	28	愛媛県	6	1	岡山市	1	1
神奈川県	6	3	高知県	15	2	広島市	0	0
新潟県	4	0	福岡県	0	0	北九州市	3	1
富山県	0	0	佐賀県	9	0	福岡市	5	1
石川県	5	4	長崎県	6	0	熊本市	7	1
福井県	0	0	熊本県	8	2	横須賀市	2	1
山梨県	2	2	大分県	8	1	金沢市	2	2
長野県	2	2	宮崎県	3	3	明石市	0	0
岐阜県	4	1	鹿児島県	6	1	世田谷区	2	1
静岡県	4	2	沖縄県	4	4	江戸川区	1	1
愛知県	7	3	札幌市	3	1	荒川区	0	0
三重県	6	3	仙台市	3	1	港区	0	0
滋賀県	2	0	さいたま市	1	1	国立	1	0
						合計	391	131

※ 令和3年度に確認等を行った事例の件数(令和2年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	68	4	39	20	131
割合	51.9	3.1	29.8	15.3	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた131件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は225人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	143	81	1	225
割合	63.6	36.0	0.4	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	18	60	85	61	1	225
割合	8.0	26.7	37.8	27.1	0.4	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	31	80	56	47	1	1	9	225
割合	13.8	35.6	24.9	20.9	0.4	0.4	4.0	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた131件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、131件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は161人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「養育技術の低さ」や「怒りのコントロール不全」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	44	38	30	27	22	0	161
割合	27.3	23.6	18.6	16.8	13.7	0.0	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	不明	合計
人数	62	50	23	9	11	6	161
割合	38.5	31.1	14.3	5.6	6.8	3.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人%)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	74 (46.0%)	44 (27.3%)	62 (38.5%)	42 (26.1%)	72 (44.7%)
なし	26 (16.1%)	38 (23.6%)	37 (23.0%)	46 (28.6%)	49 (30.4%)
不明	61 (37.9%)	79 (49.1%)	62 (38.5%)	73 (45.3%)	40 (24.8%)
合計	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)	161 (100.0%)

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、61件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた」で、9件であった。
- 日課の面では「就寝時間」、「娯楽・テレビの時間」が多い。
発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起きている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員がこどもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	10	27	22	44	7	110
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図ら れ、施設の風通しが良い	10	21	18	39	22	110
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	18	21	40	20	11	110
第三者委員の活用がなされ、こどもたちにその役割 を周知している	11	14	47	31	7	110
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	20	21	24	37	8	110
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	9	20	42	31	8	110
こどもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	8	28	49	17	8	110
自立支援計画策定時のこど もの意向や意見の確認して いる	13	26	57	12	2	110

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされて いた	どちらかと いうとなさ れていた	どちらとも 言えない	十分で なかった	なされて いなかった	合計
里親等がこどもを抱え込まないような支援体制が整えられている	5	4	6	4	2	21
里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた	1	4	7	6	3	21
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	5	6	3	4	3	21
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問やこどもへの面接などが行われ、養育がなされていた	4	8	6	2	1	21
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	1	3	10	5	2	21
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	3	12	4	1	21
こどもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	1	2	13	3	2	21
児童相談所で策定される自立支援計画について里親とこどもが共有して養育がなされていた	1	7	7	4	2	21

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～ (5:00)	6
5:00～(6:00)	2
6:00～(7:00)	8
7:00～(8:00)	9
8:00～(9:00)	6
9:00～(10:00)	2
10:00～(11:00)	5
11:00～(12:00)	3
12:00～(13:00)	8
13:00～(14:00)	3
14:00～(15:00)	3
15:00～(16:00)	4
16:00～(17:00)	4
17:00～(18:00)	8
18:00～(19:00)	9
19:00～(20:00)	7
20:00～(21:00)	8
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	7
23:00～(24:00)	2
合計	109

※不明 22

エ 日課

日課	件数
食事時間	19
配膳・後片付けの時間	10
登校から下校までの時間	7
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	29
行事・イベント時	2
外出時	1
無断外出時	0
清掃時間	2
自習時間	3
就寝時間	31
合計	106

※不明 25

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	42
居室(ホール等)	57
調理室(台所)	3
浴室	4
トイレ	1
医務室	0
静養室	0
相談室	2
スタッフルーム(職員室)	4
宿直室	5
施設等内の他の建物	3
施設等内の庭・運動場等	3
施設等の外	4
合計	128

※不明 3

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は71件(54.2%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(12.2%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は73件(55.7%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は8件(6.1%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	71	5	18	16	21	131
割合	54.2	3.8	13.7	12.2	16.0	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	73	10	3	2	0	1	0	1	0	8	33	131
割合	55.7	7.6	2.3	1.5	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0	6.1	25.2	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、131件中56件(42.7%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された56件において、学識者をメンバーとしているのは75.0%、医師をメンバーとしているのは53.6%、弁護士をメンバーとしているのは71.4%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置した	設置していない	合計
件数	56	75	131
割合	42.7	57.3	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県等	児童福祉審議会	法人・施設等	合計
件数	5	23	28	56
割合	8.9	41.1	50.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	32	4	5	5	1	0	4	2	1	2	0	56
割合	57.1	7.1	8.9	8.9	1.8	0.0	7.1	3.6	1.8	3.6	0.0	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県等職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	18	17	9	42	30	40	30	30	56
割合	32.1	30.4	16.1	75.0	53.6	71.4	53.6	53.6	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 新任職員のみでこどもの支援に入る日時があった。
- ・ こどもの意見を反映し、改善する仕組みがあったが、周知が不十分だった。
- ・ 施設長や管理職が、加害職員の力量や課題を的確に把握しておらず、組織マネジメントができていなかった。
- ・ 施設長自身も含め、職員の被措置児童虐待に対する認識が乏しかった。
- ・ 施設長や管理職を含め、他の職員もこどもと加害職員の距離の近さや交際の噂を把握していたが、調査には至らなかった。
- ・ 加害職員に対して、施設としての指導・対応ができていなかった。
- ・ 宿直や断続勤務が連続して生じざるを得ない状況があり、職員に負担感があった。
- ・ 里親からの相談には都度対応していたが、対応が難しいこどもを経験の浅い里親に対して措置していた点については、児童相談所の処遇上留意すべきだった。
- ・ こどものユニットにおいて、女性職員の退職により、入浴介助の際の対応も男性職員だけになってしまっていた。
- ・ 一時保護所において、定員超過が日常的に続いていた。
- ・ 支援体制が経験年数の浅い職員で構成されており、適切な体制ができていなかった。
- ・ 大集団を職員全員で養育するというやり方を踏襲しており、このため、日課や規則などが管理的になりやすく、ルールを逸脱するこどもに対して、抑圧的に集団を統制するやり方に陥ったおそれがあった。
- ・ 職員が手薄な時間帯でのこどもの問題行動への対策ができていなかった。
- ・ ユニートを統括する者の役割が十分に機能していなかった。
- ・ 加害職員が専属的に被害を受けたこどもと1対1で関わる体制となっていた。
- ・ こどもから職員の不適切な対応についての訴えはあったが、職員へ適切な指導をしなかった。
- ・ 実際の養育を担うのは里母であったが、児童相談所は里父との面接での報告を実態としていた。
- ・ 性的欲求や興味が強い特性があると思われる同居人をファミリーホームに住まわせておくことについて、具体的な対策が講じられていなかった。
- ・ 職員間に施設長や法人に対する不信感等があり、こどもに対する不適切な事案について報告されないような状況だった。
- ・ 経験年数の長い職員のみで構成されていたため、周りの支援に目を配り、互いに助け合うチームでの養育につながっていなかった。
- ・ 保健センターによってはじめて里父の養育不安が把握され、担当児童相談所による被措置児童等虐待の疑いの認知が遅れた。
- ・ 不適切な対応について管理者に報告されておらず、組織として実態を把握できていなかった。

- ・施設として、問題発生の理由をこども自身の特性として把握するに留まっており、加害職員の支援の力量や施設側の発生要因に目を向けた対応ができていなかった。
- ・加害職員は経験年数も長かったこともあり、加害職員が実質的に運営の中心を担い、業務も集中していた。それを統括する職員の業務や役割が組織的に明確にされていなかった。
- ・加害職員は研修等を受ける機会が少なく、支援や技術について学習する機会が十分に与えられていなかった。
- ・施設職員とこどもとのメールアドレス交換の禁止などのルールの徹底ができていなかった。
- ・各ユニットで養育方針が共有されていなかった。
- ・管理的職員と現場職員の風通しの悪さがあり、現場に過大な負担感があった。
- ・施設において信頼関係構築のために暴力的なコミュニケーションを用いることを肯定する雰囲気があった。
- ・加害職員への精神面へのフォロー体制が不十分であった。
- ・ファミリーホームが児童相談所の訪問に対して消極的であり、新型コロナウイルス感染の心配を理由に訪問を断られることがあった。
- ・ユニット職員以外の目が入りにくい状況があり、加害職員によるこどもへの不適切な対応に気づくことが遅れてしまった。
- ・里親の研修参加の日程調整が難しく、研修会に参加できていなかった。
- ・開設後間もない施設であり、組織として被措置児童虐待防止に向けた体制整備が不十分であった。
- ・興奮して職員や他のこどもに飛びかかったり、噛みついたりするこどもへの対応として、日常的に力によって制止する行為が行われていた。身体拘束についてもルールが明確化されていなかった。
- ・小規模グループケアは、宿直時などユニットを職員一人で勤務することが基本となっており、支援上の死角が生じやすく、外部の目が入りにくかった。
- ・ユニット制になったことで、他の職員からの支援が得られにくくなっていた。
- ・定期的に職員が打ち合わせをする機会などもあったが、新型コロナウイルスの感染状況から、施設全体を通した話し合いがなくなっていた。

② 職員等

(感情の問題)

- ・加害職員自身が落ち込んで、「つらい」「死にたい」などと話すことがあった。
- ・加害職員自身に実親からの虐待経験があった。
- ・感情のコントロールが上手くできていなかった。
- ・こどもの挑発にのりやすかった。
- ・人の話を聞かず、独自の考えで突き進んでしまっていた。
- ・独善的で、他からの指摘を受け入れられなかった。
- ・里父と親族家族との間で何回か口論があった。

- ・こどもに対し、威嚇的な態度であった。
- ・普段は礼儀正しいが、ストレスが高まると接し方がきつくなっていた。
- ・こどもと同じレベルで感情的に接してしまっていた。
- ・後輩職員に対する態度が厳しかった。
- ・こどもの発達の遅れを自罰的に捉え、プレッシャーを感じていた。
- ・こどもの問題行動に対し、恐怖心を抱えたり、不安定な感情に陥る職員もいた。
- ・中高生に対する情愛、興味関心の強さがみられた。
- ・加害職員が自身の考える支援方針に固執しがちだった。
- ・他の職員に対しても無視や冷たい態度をとっていた。
- ・寡黙な性格で感情を表に出さなかった。
- ・里父自身が、里母と比べて、養育に関しての不甲斐なさや焦りがあった。
- ・里母は朝から里子のことについて考える時間が多く、「こんなにこどものことを考えているのに」という思いが強まっていた。
- ・日々の業務にストレスを感じていた。
- ・こどもへのルールを徹底しない同僚職員に対し、不満を持っていた。
- ・普段から口調が荒く、暴言があった。
- ・子育てと仕事のバランスを失い、不安定となることもあった。
- ・こどもから頼られることで、職員としてより、ひとりの人間又は女性としての喜びを感じていたと発言しており、自身の欠乏感をこどもで満たしていた可能性を示唆していた。
- ・他の職員の評価と異なり、自身は抑制的であるなどと自己評価をしていた。
- ・こどもの対応に関して加害職員自身がどうにかしなければならないという感情があった。
- ・心理的な不安から心療内科へ通院していた。
- ・相談する職員がおらず、孤立していた。
- ・他者とのコミュニケーションが苦手な傾向があった。
- ・加害職員自身が養育の力量を誇示する面があった。
- ・業務に対して焦りや不安を感じていた。
- ・感情の起伏が激しかった。
- ・異性のこどもとの距離感や身体接触について正当化していた。
- ・里親は虐待の認識がないまま躰の一環として、里子の態度を矯正する考えを持っていた。
- ・加害職員自身は自分の怒りのコントロールができる方だと思っていた。
- ・加害職員は、自分の考えを直接的に発するなど、極端なところがあった。
- ・里子を受託後、里母自身の時間が十分にとれなくなり、想像していた以上にストレスになっていた。
- ・里親らは他者に関与されることや相談をすることに前向きではなく、レスパイトの提案も拒否するなど里親支援を受入れにくい心情となっていた。

(養育姿勢の問題)

- ・加害職員は、こどもの背景等に関する課題認識が薄く、適切な対応に向けた改善も見られなかった。
- ・加害職員は、こどもとの距離感について苦心していた。
- ・加害職員は、過去にも被措置児童虐待（性的虐待・心理的虐待）を行っていた。
- ・加害職員は、他の職員からは感情的になるようなタイプではないとの評価もあったが、実際は感情的になったり、こどもの挑発にのってしまいうこともあった。
- ・加害職員としては、こどもが施設を出てから上手くいかないことが多くあり、入所中に何とかしてあげたいという思いが強く、良かれと思ひ度が過ぎたといっていたものの、指導の方向性は間違っていなかったと振り返っていた。
- ・親族里親である祖父母は高齢や体調の不良のためこどもたちの養育を十分にできない状態にあり、継続は困難と判断があった。
- ・複数のこどもに対応できず、こどもが好き勝手にふるまう様子が見られた。
- ・里母はまじめに育児をしていたが、仕事で毎日帰りの遅い里父には相談できず、一人で問題を抱えていた。
- ・こども（特に就学前のこども）には人気があったが、距離感や対応を間違えてしまうところがあった。
- ・他の職員からは、コミュニケーションを取るのが上手く、こどもからの人気もあるとの評価だった。管理職に相談せず自己判断でこどもへ許可を出してしまうことや、高年齢のこどもらと猥談で一緒に盛り上がってしまうこともあった。
- ・日常からこどもに対して威圧的な言動が見られた。
- ・里母は里子の保育所からの衣類準備の依頼にもなかなか応じず、貸し出された衣類についても返却はなかった。
- ・こどもとの距離が近く、以前にも不適切な身体接触について報告があった。
- ・加害職員はこどもとの関係に問題はないと述べるものの、実際には明らかに良いとは言えない状況があり、加害職員には周囲との認識のずれがあった。
- ・問題を抱え込む傾向があり、こどもの要求に過度に応えている様子などがあった。
- ・里父は、こどもに対して「かわいいと思えない」と述べ、里母らに気が付かれないように叩いたことを認めていた。
- ・加害職員は、こどもの特性に対する支援に困難さを感じて他の職員に相談もしていたが、助言を受け入れ自らの支援を変化させる様子は見られなかった。
- ・加害職員は、仕事もそつなくこなすトラブルは少ないが、他者に相談せず自分で抱え込んでどうにかしようとする様子だった。
- ・加害職員は、こどもとの距離感が近くなりがちで、こどもと話す様子は男女の会話のようで、施設職員という立場での接し方ではなかった。
- ・指導力やリーダーシップもあるが、その反面で指導に熱が入ってしまう状況があった。
- ・仕事とプライベートとの切り替えができておらず、養育姿勢に問題があった。
- ・こどもの特性の理解や専門的知識が不足していた。

- ・ こどもへの関わり方に自信が持てず、これで良いのか常に不安を抱えていた。
- ・ 調子が悪く、療養休暇を取得しており、眠れていない様子であった。
- ・ 自身の想いを表には出さないが、こどもに押し付ける面があった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応

(③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

(単位：件、%)

	委員会を設置し議論(検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	S V体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
件数	52	94	76	28	72
割合	47.3	85.5	69.1	25.5	65.5
	こどもの意見を汲みあげる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
件数	60	56	42	53	
割合	54.5	50.9	38.2	48.2	

※割合は110件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

(単位：件、%)

	各種研修への参加	S V等の指導体制の充実	嚴重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
件数	63	37	70	42	34	27	5
割合	57.3	33.6	63.6	38.2	30.9	24.5	4.5
	勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
件数	16	45	9	8	13	11	
割合	14.5	40.9	8.2	7.3	11.8	10.0	

※割合は110件の施設で生じた虐待事案に対する割合を示している。

③ 被害児童・保護者への対応状況（重複あり）

- 虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が131件のうち8事例あった。

(単位：件、%)

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が対応	対応していない	被害児童、保護者のどちらに対しても対応していない事例
被害児童	36(27.5%)	55(42.0%)	102(77.9%)	11(8.4%)	8(6.1%)
保護者	14(10.7%)	51(38.9%)	92(70.2%)	23(17.6%)	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・ 事故防止対策委員会を設置した。
- ・ 指導上留意すべき点に関するチェックリスト作成のためのワーキンググループを立ち上げた。
- ・ 外部の有識者を加えた検討委員会を立ち上げ、法人での改善計画を策定した。
- ・ 定期的にユニット内で情報交換会を開催し、内部の動向把握と情報共有に努めた。
- ・ 虐待防止委員会を設置した。
- ・ 事案発生翌日に苦情解決委員会を緊急開催した。
- ・ 有識者や第三者を委員とする事故防止・運営改善委員会を設置した。
- ・ 規律や倫理といった規範意識の維持や向上にむけて、衛生安全委員会を中心に協議する体制とした。協議した結果を基軸とした研修を毎年度初めに実施した。
- ・ ケース会議では、運営改善委員会の委員同席のもとで原方針の策定、見直しを行うほか、進行管理にあたっては随時情報共有の場を設けた。
- ・ 虐待防止委員会の実効性を高め、潜在的な課題に対する対応策を協議し、予防的対応の周知、定期的な見直しを行った。また、調査改善委員会を設置し、こども及び職員に対する聴取を実施した。
- ・ 施設の職員で構成された権利擁護委員会を開催し、翌日に加害職員に注意喚起を行った。
- ・ 運営委員会、苦情解決委員会等の報告では、こどもの言動に対し、トラウマインフォームドケアの考えを基に、原因の分析とそれらを踏まえた支援方法に関する意見交換を行い、実践の中で定着を図ることとした。
- ・ 会議を職員が集まりやすい時間で開催したり、部署ごとの意見交換の機会を増やすなど、会議の持ち方を工夫し、職員の発言を活性化させた。
- ・ 外部講師による組織構築に関する研修を行い、チームワークの活性化、コミュニケーションの向上を図り、組織力を高めた。
- ・ 毎月の職員会議及びケース検討会で、個々の職員の指導やこどもへの対応について職員相互にチェックし合う体制作りを行った。
- ・ 懲罰委員会を開催し、加害職員の処分を検討した。
- ・ 従来からあった権利擁護・虐待防止委員会を見直し、虐待防止マネージャーによる職員の意向に基づいた研修の実施、こども向けの虐待に関する紙芝居、研修方法の見直し、アンケートの実施を開始した。
- ・ 再発防止委員会で議論を重ね、報告書を取りまとめ対応した。
- ・ 「児童養護施設における人権擁護のためのチェック」を全職員対象として実施し、施設長が全職員に個別面談を実施し改善の必要性を話し合った。
- ・ 処遇改善委員会を設置し、全職員が不適切な処遇の再発防止に努め、専門性を高める体制を構築した。

- ・施設内に職員による改善推進チーム（施設長、主任、指導員ほか）を発足し、施設運営やこどもの支援に関することについて、職員同士が話し合う場を設定した。
- ・虐待防止委員会を臨時で開催し、研修の内容等の協議を行い、園内研修で啓発・周知した。
- ・外部委員の協力のもとで「再建委員会」を設置し、再建計画を策定した。
- ・こどもへの支援体制の見直しの必要性を認識し、検討チームを作り、職員が主体的にテーマを話し合い、そこでの意見をもとに内部検討会や勉強会等を実施した。
- ・学期ごとにこどもの聞き取り調査を行い、児童相談所、小学校及び中学校と共有する場を持つこととした。

（スーパーバイズ体制、職員支援体制、自己点検等）

- ・自己チェックリストの改善を行い定期的に実施した。
- ・職員との個別面接の回数を増やす等の改善を図った。
- ・自身や他の職員の支援に関するアンケートを作成し実施した。
- ・報告連絡体制を見直した。
- ・施設長や管理職のユニットの巡回を増やした。
- ・実習生を多く受け入れることで、第三者、外部視点から支援の振り返りを行った。
- ・ユニットの職員体制を同性職員で対応できるよう再編成した。
- ・人材育成委員を配置し、新人職員の育成に取り組んだ。
- ・職員からも意見を聴取できるよう、新たに職員意見箱を設置し、組織的に対応した。
- ・新任職員へ入職前研修を行うほか、入職後には各職員につき1名のトレーナーを配置し、一人ひとりに合わせた個人目標を設定して定期的な振り返りを含めたOJTを施した。
- ・産業医の活用について、衛生安全委員会から全職員に周知する機会を設けた。
- ・スーパーバイザーを委嘱し、共通の価値、倫理を基にしたスーパーバイズを受けることで、職員のジレンマ、ストレスなどの負担を軽減し、より良い療育を目指した。
- ・全職員が大きなショックを受けていたため、外部心理支援団体の協力のもと、緊急に職員の相談室を設置した。
- ・加害職員に対して、心理士との面接機会も設け、感情コントロールの面などの振り返りを行った。
- ・リーダー職員の役割を明確化し、職員それぞれの育成計画に基づく人材育成を強化した。
- ・職員間、職種間の情報共有を密にするため、多職種カンファレンスの回数を増やした。
- ・施設の倫理規定を整備した。
- ・組織的な対応に関する研修を実施した。
- ・ストレスチェックを利用した職員の心身の健康管理に積極的に取り組んだ。

- ・こどもへの支援をするなかで、職員が困難な出来事に遭遇した時に、複数対応できるようにインカムを利用するようにした。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・夜間対応職員を増員した。
- ・職員間の伝達漏れにより問題が発生していることから、連絡帳を活用することとした。
- ・ユニットの職員については常時2人以上の体制とした。
- ・見守りカメラを設置した。
- ・小規模児童養護施設において、一人の職員に負担がいかないよう勤務体制の見直しを行った。
- ・死角となる場所で業務を行わないなどの業務の見直しを行った。
- ・加害職員を直接支援から外し、こどもに関わらない職務や職場に変更した。
- ・管理職が、職員個人の心身の健康状態や、勤怠管理システムにより職員の勤務実態を把握するとともに、行動評価によりストレスの緩和等を図った。
- ・過度な監視体制とならないよう配慮しながら、他職員の支援、行動が適切であるかを常に認識するよう意識付けを行った。
- ・ファミリーホーム内で加害を行った同居人については、ホーム外に転居させた。
- ・実習生も外部の目であることを踏まえ、実習生を受け入れる意義や基本的姿勢について、職員参加のもとに検討し、実習基本方針を明文化した。
- ・加害職員については一人で勤務することがないように、複数で対応する配置とした。
- ・経験の浅い職員は、経験豊富な職員と組んで勤務にあたるようなシフトに変更した。
- ・課題を抱える職員については、産業医、社会保険労務士、弁護士等のコンサルを受けながら計画的な職員指導体制を確立するとともに、休業中の職員が定期的に医師と面談するなど、法人として状況把握に努めることを就業規則に明記した。
- ・対応困難時に複数対応はしていたが、連携の仕方や目標設定が十分に共有できていなかったため、検討を深めていった。
- ・加害職員は法人の他施設へ異動させた。
- ・ICTを活用し、職員間で情報を常時共有した。
- ・職員がこどもと一対一で指導する必要がある場合には、場所や支援の時間に制限を設けるなど、支援方法の見直しを行った。
- ・こどもの送迎のための職員を雇用し、職員が支援に専念できる体制を整えた。
- ・出勤の時間帯を変更し、登校時の送り出しに忙しい時間帯の体制を強化した。
- ・職員の定着化を図るため、法人内の相談窓口の活用を周知し、定期面談を通じて職員の就業状況や意向を把握する仕組みを導入することとした。
- ・同性による介助を行うため、女兒ユニットは女性職員のための配置とした。

(研修体制等)

- ・外部講師による虐待防止プログラム研修を実施した。
- ・O J Tを充実させた。
- ・人権擁護、被措置児童虐待防止に関する勉強会を実施した。
- ・階層別の研修を実施した。
- ・研修日程について、職員が参加しやすいように配慮し、常勤、非常勤職員ともに統一した支援が行われるようトレーニングをする機会を設けた。
- ・権利擁護や境界線といった知識の研修、危機予知訓練を実施し、予兆を掴む技術の研修機会を設けた。
- ・入職前に留まらず、入職後に新任職員対象の施設内研修プログラムを作成した。
- ・支援部門の職員全員が受講できる研修体制を構築した。
- ・職員は、自己の課題と成長に関する目標を明確にし、自己研修の計画を作成することとした。
- ・性教育に関する研修を実施した。
- ・直接支援業務復帰プログラムを設定し、再発防止に向けた指導・育成を実施した。
- ・アンガーマネジメントについての動画による研修を個別に全職員に受講させた。
- ・研修委員会にて、研修ニーズについて話し合い、施設内での研修を企画し実施した。
- ・発達障害等への支援についての研修を実施した。
- ・小グループ単位で、発達障害等の特性の理解を深め、具体的にどういった行為が被措置児童等虐待に該当するのかなど、実際の処遇困難場面をイメージしたグループでのディスカッション形式の研修を実施した。
- ・施設内の性暴力関係研修等を実施した。
- ・虐待に関する外部研修受講について、特に新任職員に年度当初の受講を義務付け、その他、虐待に関する外部研修を出来るだけ全職員に受講させ、レポートを提出させる等受講しただけに終わらないようにした。
- ・毎月1回のサポーターズカレッジ（オンライン研修）を受講し、障害者総合支援法や障害者虐待防止法などの理解を深めさせた。
- ・形骸化していた研修を見直し、権利擁護研修を虐待防止マネージャー等が中心になって講義の受講だけでなく、不適切場面のデモやグループワークで意見交換し、気づきや支援にいかせる研修を実施することとした。アンケートを取り、やりっ放しにしない、次に活かすことを目指す形にした。
- ・新人研修、管理職研修、分野別研修等、対象者別の研修を実施した。
- ・施設と児童相談所が合同で職員参加型の権利擁護研修を実施した。
- ・専門的知識や技術とともに社会人としての一般常識、マナー、モラルの研修を実施し、その上で社会的養護施設職員としての意識を醸成し、他職員とのチームワークについての知識・技術を学ぶ機会を設けた。
- ・CAPプロジェクト及び児童相談所の研修に参加させた。
- ・有識者によるコンサルテーションを受け、こどもの実態に即した研修を実施した。

- ・他施設での体験研修を行った。
- ・毎月勉強会を実施し、こどもを支援している中でどう活かされたか職員側から議題として挙げていくよう工夫した。
- ・コモンセンスペアレンティング研修を実施した。
- ・行動化の激しいこどもへの対応についての研修を実施した。
- ・こども役と職員役を用いた指導場面でのロールプレイを実施した。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・被措置児童等虐待の手引きを見直した。
- ・こどもの支援を行う上で柱にしているソーシャルスキルトレーニングやペアレントトレーニングについて再度周知した。また、こどもの障害や成育歴を考慮した支援が重要であり、理解を伴わないルールや指導は強制であることを自覚し、本人が納得した上での行動変容が必要であることも改めて周知させた。
- ・こどもとの関わり方やアンガーマネジメントなどを記したマニュアルの内容を再検討した。
- ・不安定になっているこどもへの対応における、声掛けや身体接触、複数体制などのマニュアルを作成した。
- ・支援の手引きについて、運営指針に照らし、事故防止・運営改善委員の助言を得ながら内容全般を見直した。
- ・権利擁護重視の意識をさらに醸成するため、過去の対応事例も記載した被措置児童等虐待対応マニュアルを新たに作成した。
- ・マニュアルを改訂すると同時に、新任職員のニーズを含めた今後の育成計画を立案した。
- ・業務日誌の記載方法を職員会議で提示し、こどもの行動を個別に記録するとともに、職員が対応したこと、対応後のこどもの様子まで記録することとした。
- ・各職員の業務の手順等を明確にした業務マニュアルを作成した。
- ・自立支援計画は、こどもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員その他各専門職などが参加するケース会議で合議して作成した。
- ・入所しているこどもへの支援の他、退所したこどもへのアフターケアにおいて、適切な支援を行うため、記録ソフトを活用し、状況を確実に記録することを徹底させた。
- ・退所したこどもについては、アフターケアのガイドラインに沿って支援し、記録を確実に行うようにした。
- ・現行の危機管理マニュアルについて、職員全体で意見を出し合っで見直しを行った。
- ・連絡・報告マニュアルを再整備した。
- ・見回りに関するルールを見直した。
- ・事件・事故報告書の作成を義務づけ、必要に応じて児童相談センターにも提出することとした。

- ・施設での出来事などを記録し、職員間で共有する業務用ソフトを使用しているが、今回の事案は記録されていなかったため、記録を徹底するよう周知した。
- ・ユニットごとにこれまで毎日作成していた引継ぎに加え、全ユニットを巡回する職員による報告書を作成することとした。
- ・記録、自立支援計画の充実に引き続き努めるとともに、こどもへの対応についてのマニュアルを整備した。
- ・施設内研修において、こどもの実態把握、評価、ケアプランにおける研修を実施し、こども自身の意見が反映できるようなアセスメント及び自立支援計画を策定した。
- ・ハラスメント相談・苦情フローチャートに基づき対処するようマニュアルを整備した。

【こども、保護者等への対応】

- ・心理療法担当職員による被害を受けたこどもへの心理的ケアを実施した。
- ・保護者に対して謝罪を行い、改善策を説明した。
- ・こどもに対し、意見箱の利用方法について再度説明を行っていくほか、こどもへのアンケートを行い、課題の収集、改善につなげていった。
- ・被害を受けたこどもに対しては、他の職員とともに加害職員による謝罪の場を設けた。
- ・性暴力を含む暴力禁止について、全職員・すべてのこどもに、宣言を行った。
- ・入所中のこどもに対し、加害職員が逮捕され退職したこと等を伝えた。
- ・保護者に対し、説明会を開き謝罪した。
- ・意見箱の開封頻度を上げ、平日は毎日開封するようにした。相談内容について、第三者的な視点で対応できるよう、直接支援にあたっていない職員による聞き取りや、所管課への報告を行った。
- ・こどもが第三者委員に直接相談できる機会を設けた。
- ・こども会議の定例化を図り、ルールをこども自ら検討し納得感を高めた。
- ・自治体職員立ち合いの下、こどもへ謝罪を行った。その後、すべての保護者に対して、電話、面会等の方法により、不適切な行為があったことについて謝罪をするとともに、事態が発覚した経緯や今後の解決に向けた法人としての取組方針等について説明を行った。
- ・聴覚障害者、手話通訳の第三者委員を選任し、こども一人ひとりの状況にあうような聴く機会を設け、施設に対する報告、提言を依頼した。
- ・被措置児童等虐待疑いの段階で、調査の進展を踏まえ、施設職員が被害を受けたこどもの保護者のもとを訪問し、警察へ相談をしていることや、自治体担当部署による調査等、事実関係を明らかにするために必要な対応を行っていることなどを説明した。調査結果を踏まえ、あらためてこども及び保護者に対して誠意のある説明と対応を行った。

- ・意見ポストやこどもの権利ノート等の利用方法について、こども一人ひとりに合った方法、言葉で丁寧に伝えた。
- ・加害職員や被害を受けたこども以外のこどもが不安を抱く可能性があることから、心理療法担当職員が中心となり、児童相談所にも協力を仰いぎながら、こどものメンタルケアを行った。
- ・こどもの意見を聴く場を、こどもの要望に応じて開催した。
- ・こどもの意見箱の設置はあったが、形骸化していたため、毎月、定期的アナウンスし、希望や困りごとなどの意見を回収することとした。
- ・こどもの意見を聴く会を設置し、学期ごとに各ユニットで、外部の委員とこどもの意見交換会を開催した。
- ・心理面接、生活場面、学校場面を通して、情報を相互に共有しながら被害を受けたこどもの様子について把握を続けた。
- ・被害を受けたこどもを定期的受診させながら、医療面でのフォローアップによる支援を続けた。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・指導監査により文書指導を実施し、改善結果の報告を提出させた。
- ・改善計画の実施状況報告を指示し、毎月報告を求めた。
- ・施設の運営改善を検討する内部組織の立ち上げを指導した。
- ・施設から提出のあった改善計画では不十分とし、本庁所管課・児童相談所・当該施設をメンバーとした会議を立ち上げ、適切な施設運営と児童相談所との連携強化の在り方などについて検討した。
- ・施設長から直接調査結果の報告を求めるとともに、直ちに適切な対策を講じるよう指示した。
- ・改善策の検討にあたっては、被措置児童等虐待が発生してしまった既存の体制や取組を総点検し、児童の意見を適切に酌み取るための方策、風通しの良い開かれた施設づくり、こどもの権利擁護意識の向上等、職員の資質・専門性向上のための取組、こどもが意見表明しやすい環境づくりなどといったあらゆる観点から必要な対策を講じるよう指導した。
- ・自治体の調査を待たずに加害職員を通常勤務に復帰させていたため、被措置児童等虐待が発生した際のこどもの安全確保や再発防止策としては失当であるとして、施設に指導した。
- ・改善委員会による指導事項や提案内容については真摯に受け止め、確実に施設運営に取り組んでいくことを求めた。
- ・児童相談所とこどもの状況について情報共有を強化し、早期の問題行動への対応を図った。
- ・施設から再発防止計画を受理したのち、計画に対する具体的な行動（アクションプラン）について協議を重ねた。
- ・特別指導監査を実施し、改善を要する事項を通知した。改善結果の証拠書類の提出を求めた。
- ・再発防止委員会開催の促し及び委員の選定についての助言を行った。
- ・里親に対する再発防止と改善に向けた対応として、(1)里親委託に向けた選定・打診について(2)委託後の里親支援について(3)児童相談所の体制について、児童相談所に対し、報告を求めた。

（スーパーバイズ体制、職員支援体制の整備等）

- ・支援体制の充実を図るため、人員不足解消に向けた取組を行うよう指示した。
- ・支援に心配な点や不安がある職員を従事させる場合には、管理監督者の責任において注意を払うなど、周囲の職員に対して必要な指示や配慮をすることを求めた。

- ・危機管理委員会が事故発生時に機能せず形骸化していることから、当該委員会の運営のあり方を全ての職員で再確認する機会を設けるなどして、こどもへの権利侵害が施設の中で埋没しない体制づくりを行うことを求めた。
- ・職員間のコミュニケーションや職員による不適切な支援に係る情報などが全体で共有できるよう風通しの良い職場づくりに取り組むことを求めた。
- ・人材確保が困難な実情を踏まえ、施設内研修の実施回数を増やすなど研修計画についても見直しを行い、施設内での人材育成の取組を強化するよう求めた。
- ・人権研修について全職員悉皆の研修として実施することを求めた。
- ・新任職員の育成について、任用後の配置段階から本園で育成するなど、いっそうきめ細かい計画のもとで行うよう指導した。
- ・施設長らが、職員個人の心身の健康状態や、勤務実態についてさらに把握するよう努め、職員のストレス緩和への取組を推進するよう指導した。
- ・職員による不適切な支援が行われた場合の報告体制とこどもの安全や安心の確保を第一に考えて迅速に分離等の適切な対応がとれるよう、組織として改めて確認することを求めた。
- ・加害職員の復帰に関して、適切な課題設定と勤務体制を配慮して経過観察期間を設けるようにするとともに、管理監督者が定期的に面接を行うなど慎重に判断することを指示した。
- ・入所児童の行動化等に適切に対処できるように、定期的にケース会議を行う運営体制に見直すとともに、ケース会議開催にあたっては、必要に応じて、心理的、医学的視点の専門家も参加できる仕組みとするよう指導した。
- ・法人内でのスーパーバイズ体制が脆弱であることから、事例検討の実施にあたっては外部専門家によるスーパーバイズを加えることを求めた。
- ・児童相談所職員、里親支援専門相談員、民間フォスタリング機関と連携し、里親家庭を訪問し養育状況について把握、状況の共有を指示した。
- ・措置するこどもが多い児童相談所に施設班を設置し、担当職員を明確にし、施設とより緊密に連携したうえで、こどもの状況等や職員支援体制等を把握し、助言等を実施するよう指示した。
- ・職員間で改善策を検討したり、支援スキルを共有する場を設定するよう助言指導した。
- ・委託里親家庭について、里親支援専門相談員や里親普及促進センター等の関係機関と連携し、里親家庭の養育状況や困り事等を適宜把握し、養育支援を行うよう指示した。

(研修等)

- ・全職員に対する実効性のある研修を実施するよう改善を求めた。
- ・職員研修の実施に際し、職員派遣の協力を行った。
- ・こどもの権利擁護を軸とした施設養護が求められている旨を指導し、適切な研修講師選定の相談に応じた。

- ・非常勤職員についても常勤職員と同様の研修・教育体制を構築するなど、人材育成のあり方についても見直すことを求めた。
- ・職員による不適切な支援が繰り返されないよう、職員のこどもの権利擁護意識の向上や支援力の向上に関する研修を定期的実施することを求めた。
- ・職員自身の行動規範や服務規律について研修体制を強化するよう指導した。
- ・適正な運営を確保する観点から、職員の採用及び研修等について、法人単位での異動や他法人からの派遣についても検討するよう求めた。
- ・障害等についての基本的理解を深められる研修体制を構築することを指導した。
- ・里親が適切な養育を行えるよう、里親向け研修内容の点検と見直しなどに取り組んだ。
- ・職員の経験年数や職責ごとにどのような知識や専門性を身に付けておくべきかを検討し、そのために必要な研修内容、受講時期等が内容に盛り込まれている体系的な研修計画を策定するよう求めた。
- ・自治体主催の権利擁護関係の研修への参加を促し、施設においても虐待の防止、権利擁護に関する研修を実施するよう指示した。
- ・研修実施及び受講が形式的になっている可能性が高いため、職員一人ひとりが虐待防止について高い意識を持つよう、より実効性のある実施方法を検討するよう指導を行った。
- ・研修について、現場に即したより専門性の高い内容とすること等、実施内容の見直しを求めた。基礎的な知識について、こどもの権利条約及び国連決議「児童の代替的養護に関する指針」に関する内容を含めるよう指導を行った。
- ・施設へのアドバイザー派遣を行い、施設内の研修を行った。
- ・里親研修の受講状況を適宜把握し、里親普及センターと連携して、未受講者へ受講のアナウンス及び更新意向の確認を徹底した。

【こども、保護者等への対応】

- ・発達に課題のあるこどもで証言を得るのが困難であったため、生活の中での経過観察を中心に、児童福祉司と児童心理司が適宜面接を行った。
- ・被害を受けたこどもについては、施設で身体的や心理的影響を確認し、別の里親へ委託した。
- ・ファミリーホームから保護したこどもらについてはホームへの復帰はさせず、それぞれのケースに合わせて、他の児童養護施設等へ措置変更とするなどの対応を行った。
- ・養子縁組里親から保護したこどもについては、あらためて他の養子縁組里親への委託措置を検討した。
- ・各児童相談所に情報提供するとともに、保護者からの問い合わせに統一した対応がとれるよう協議し、全保護者への説明会の開催や保護者から出された意見の把握を行った。
- ・児童相談所による入所中のすべてのこどもへの面接により、被害状況を確認した。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は59（79.7%）であり、行っていない自治体は15（20.3%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は45（60.8%）であり、していない自治体は29（39.2%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は39（52.7%）であり、していない自治体は35（47.3%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は71（95.9%）であり、していない自治体は3（4.1%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が72（97.3%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が47（63.5%）、届出先の電話番号を教えている自治体が73（98.6%）、意見箱を設置している自治体が48（64.9%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が29（39.2%）、定期的なアンケートをとっている自治体が14（18.9%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、40（54.1%）であり、実施していない自治体は34（45.9%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、57（77.0%）であった。

	74 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	59	15
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	45	29
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	39	35
4	施設・里親への周知	71	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知		
①	児童相談所職員が権利ノート等を活用して周知	72	2
②	児童相談所職員が入所前に周知	67	7
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	60	14
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	62	12
⑤	掲示物等で周知	27	47
⑥	その他	6	68
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキをこどもに渡す	47	27
②	届出先の電話番号を教える	73	1
③	意見箱の設置	48	26
④	第三者委員の連絡先を教える	29	45
⑤	定期的なアンケート	14	60
⑥	その他	12	62
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	40	34
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	こどもへ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	48	26
②	こどもへ施設等生活に関するアンケートを行っているか	14	60
③	こどもへ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	32	42
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	57	17
⑤	その他	15	59

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・朝食時に3歳のこどもが泣いたため、加害職員がこどもの前腕を掴み、椅子から持ち上げ、2、3メートル離れた畳のスペースまで移動させた。
- ・加害職員が他のこどもの対応中に被害を受けたこどもが畳の上に唾を吐いたため、加害職員がこどもの臀部をズボンの上から叩いた。その後、こどもが他のこどもの体を足で踏みつけている姿を見て、加害職員がこどもの臀部を叩いた。
- ・消灯後、こどもらの寝かせつけに焦っていた加害職員が、寝付かないこどもの1人が立って動き出したことをきっかけに咄嗟に右手でこどもの左頬を叩いた。
- ・午睡の際、加害職員が寝付かないこどもの対応に焦ってしまい、肩のあたりを両手で強く押さえつけた際に受傷（右鎖骨あたりに点状内出血）した。

【児童養護施設】

- ・食事の際、こどもが他のこどもとの会話で笑いをこらえきれず、対面に座っていた加害職員に対し、咀嚼していたものを吹き出してしまう。これに激高した加害職員がこどもの背後にまわり後ろから腕を回し頸部を締め上げた。他のこども5名は行為場面を目撃していた。
- ・食事の際に加害職員がこどもの姿勢について口頭で注意したが、姿勢は直らず、こどもから煽られたと感じた加害職員が、ラップの箱でこどもの頭を叩いた。
- ・出発直前にこどもが自転車の鍵を隠し持っていたことに加害職員はカッとしてしまい、急がせようとの意図でこどもの手を引いたところ、転ばせてしまった。
- ・通学前にふざけあうこどもらに対し、加害職員が声かけをしたが、こどもから「うるさい」と言われてカッとなってしまい、とっさにこどもの胸ぐらを掴み、体が持ち上がるまで掴み上げた際に壁に頭がぶつかりこぶができた。
- ・用意した朝食にこどもの苦手なメニューがあり、急遽、代替品を準備することとした。不安定になり興奮が収まらなかったこどもが、自分の眼鏡を加害職員に投げ付け、食べ物をキッチンに投げ付けたため、憤慨した加害職員がこどもの左頬を一回平手打ちした。また、加害職員と他の職員はこの内容を施設に報告しなかった。
- ・遊び場所についての加害職員の注意に対し、こどもが反抗的な態度を示すと、加害職員は外遊びの禁止のほか、ゲームの禁止も伝えた。それに反抗したこどもの態度に対し、加害職員は怒りをコントロールできず、胸ぐらを掴み、背中を壁にぶつけ押し付けた。
- ・就寝時間以降にテレビを視聴していたこども2名に対して指導を行っていたところ、加害職員が「そっちがルールを守らないなら、こっちも守らないからな」、「ルールを守れないなら出ていけ」と放言した。続けてふたりのこどもに対し、襟を掴んで玄関に連れていき放り投げ、うち1名はドアノブにおでこをぶつけた。返事をしないこどもに対し、さらに加害職員は暴言を放ち、こどもを順番に手首や肩を掴んでリビングに移動させ、両肩を揺すりながら返事をするように促した。
- ・加害職員が、箒で椅子やテーブルを叩いたり、箒でぶつ真似をした。また就寝していないこどもに対し、別の階でテレビを見ながら、「ちゃんと寝ろ」と怒鳴ったりすることがあった。また、陰部を服の上から触られたとの報告もあった。

- ・加害職員が子どもを裸足のまま玄関の外に連れ出し、泣く子どもに対して大きな声で叱責した。また、別の職員が、激しく抵抗する子どもの腕をつかんで無理やり玄関の外に連れ出し、子どもの腕にあざができた。
- ・椅子の上に立ちCDプレーヤーのアンテナを触っていた子どもに対して加害職員が注意をしたが、それでも触るのを止めようとしなかったので本児の背中を叩き椅子から降ろした。
- ・子どもに対してトイレに行くように促した際に、それが嫌だったのかその子どもが洗濯物を干すハンガーを投げたため、加害職員が注意をして子どもの右手を叩いていたことが発覚した。
- ・加害職員がキッチンで片づけをしているところ、子どもがキッチンの電気をつけたり消したりを繰り返したため、加害職員が「電気を消すな」と怒り、子どもの右耳を1秒程度引っ張った。
- ・加害職員が、食事が進まず泣いている子どもに苛立ち、子どもの服の前側の襟を引っ張った。
- ・子どもがパソコン利用のルールを破ったためパソコンを取り上げたところ、怒った子どもが加害職員に対して殴る蹴るといった暴力を繰り返した。それに耐えかねた加害職員は、平手で1回、子どもの頬を叩いた。
- ・他の子どもに対して横柄な態度をとる子どもに対し、注意する際に、子どもの服の襟を掴んで居室へ引き入れ、胸ぐらを掴みながら叱責した。
- ・少年野球への行き渋りで駄々をこね、加害職員から視線をそらす子どもに対し、顔をあげるよう言いながら子どもの顎や頬の部分をつまむと、その拍子に後ろにあったタンスに子どもの頭をぶつけた。
- ・子どもが他の子どもとトラブルになり、割って入った加害職員に対して叩いたり、抓る、「死ね」などと発言した。加害職員はクールダウンさせようと子どもを別室へ移動させるが、子どもは落ち着いて話を聞くことができなかつたため、加害職員が子どもの胸元を片手でつかみ、体を持ち上げてベッドに座り直させた。
- ・加害職員が子ども2名に対し、日中皆と過ごしている中で、数回げんこつしたり、足で蹴るなどした。
- ・放課後デイサービスに行きたがらない子どもに対し、加害職員が説得した際に、加害職員の髪を引っ張るなど興奮状態となった。自室に入った子どもに声をかけたが、手当たり次第に物を投げ、駆け付けた他の職員の腹部を殴ったため、加害職員は、子どもの額の上あたりを1回平手で叩いた。
- ・朝食後に加害職員が子どもに服薬を促したが、隠れて薬をゴミ箱に捨てた。そのため加害職員と子どもが口論となり、子どもが加害職員の腹を叩く、足を蹴るなどしたことから、加害職員が子どものみぞおちを一度殴った。
- ・朝食時に、茶碗に盛ったご飯の一部を電気炊飯器の中に戻し、蓋を強く閉めるとともにしゃもじを投げたことから、子どもの態度に苛立った加害職員が子どもの右側後頭部を平手で一度叩いた。
- ・早朝に起床した子どもが、他の子どもを起こし始めたことから、落ち着かせようとボイラー室へ連れて行き、15秒ほど入れて扉を閉めた。再度、加害職員が扉を開けた際に、子どもが左足の甲を扉に挟み負傷した。
- ・子どもが実習生に甘えるような発言をしたことに対し、それを聞いた加害職員が子どもの後方から勢いよく近づいてきて、顎を両手で掴んで身体を持ち上げた。
- ・子ども2名については、小規模ユニット内で指示に従わない時などに、加害職員からの暴力（拳骨や物を投げる）や暴言（荒い言葉）による指導が日常化していた。別の子どもについては、ふざけをやめない時に、職員の当直室に入れ、20分間、鍵を閉めて電気を消したりした。

- ・他職員がこどもをトイレに誘導した際、言うことを聞かなかったのを見かけた加害職員が、乱暴な声掛けをして、こどもの襟首を掴んで後ろに投げたところ、こどもは床に顔を打ち、下唇の裏を切る怪我をした。
- ・寮においてタブレット端末を用いたオンライン授業の際に、担任がウェブカメラをオンにするように呼びかけ加害職員も指示するが、こどもは顔を出すのが嫌だと拒んだことから、加害職員が「顔を隠すな」と言い、平手でこどもの頭部を叩いた。
- ・こども同士でトラブルになった際、仲裁していた他の職員に対して横柄な態度をとり、叩く、蹴るなどの行動があった。駆け付けた加害職員がこどもを引き離し、別室で指導を行おうとこどものTシャツの襟首をつかみ、引っ張っていった。その際、半開きになっていたドアに顎をぶつけケガをさせた。
- ・こどもが布団カバーに入って他のこどもと遊んでいたところ、加害職員から注意を受け、それに従わずに続けていたとして、加害職員から布団と一緒に畳に投げ飛ばされたとの発言があった。加害職員は、部屋に連れ戻そうとして暴れているこどもを抱えていったところ支えきれず落ちてしまったと話していた。
- ・夜間にゲームをしていたのを見つけた加害職員が、生活態度等を指導するため、部屋を移動する際、こどものTシャツの襟を引っ張り、襟が破れた。その後、加害職員と1時間程話しをしていたが返事がなかったため、加害職員が机を蹴り、机の脚がこどもの左足に当たった。加害職員が「ゲームをしたいなら朝までやれば」と言い、そのとおりにゲームを続けていたため、こどもの襟をつかんで別室へ連れて行く際、本児の左膝に擦り傷を負わせた。
- ・加害職員から暴言を言われたため、こどもが加害職員の腕にパンチを繰り返した。この後、加害職員が暴言を言い、こどもの頬や脛の辺りを軽く叩いたり蹴ったりした。

【児童心理治療施設】

- ・加害職員の注意により、こどもが居室で壁を殴る、暴言を吐く等し始めたため、加害職員が後ろから両腕を抱えるように制止した。その際、様子を見に来た加害職員に対しても暴言を吐きエスカレートしたため、加害職員がカッとして反射的にこどもの右横顔を左手甲で払い、こめかみ辺りに指が当たった。
- ・こどもが就寝時の服薬を拒否したため腕を引っ張って服薬場所まで連れて行こうとしたが、抵抗するこどもと揉み合いになり、馬乗りの状態で抑えた。その後、2人の加害職員が加わり、双方の安全を確保するためこどもが足の力を抜くまで、足を抑え続けた。

【児童自立支援施設】

- ・行事の片づけの際にこどもが妨害し、「ガムテープで椅子に縛ってみたらどうなるか、やってみてください。」と言ったため、加害職員が要求どおりこどもをガムテープで椅子の背もたれに胴を結びつけた。また、その2日後、こどもが清掃作業時に他のこどもをからかう等の嫌がらせを始めたため加害職員が注意したところ、こどもから「椅子に縛ってください。そうしたら落ち着きます。」と言ったため、要求どおり加害職員がガムテープでこどもの手首と足首を椅子に巻きつけた。他のこどもからは、口にガムテープをつけていた、後ろ手にして両手首を縛っていたとの報告もあった。
- ・トイレ掃除について、加害職員が注意をした際、こどもが返事をせず言い訳をしたため、加害職員が衣服を掴み、前腕をこどもの鎖骨あたりに当て、壁に押しつけた。

【里親】

- ・里母は朝から体調が悪かったが、里子が寝返りの練習を始めてはすぐに嫌がったりを繰り返すうち、「何もかも嫌になって」踏んでしまった。里子は嘔吐、痙攣、重度の肝損傷、硬膜下血腫との症状の診断がされた。
- ・里父は、新生児であった里子に対し、可愛く思えない苛立ちや焦りなどもあり、泣かれた際に里子の顔を叩くなどしていた。
- ・里子が横柄な態度を取った際、里母が頭を平手で1回叩いた。また、里子が座っている椅子の足を蹴り、里子の足にも当たった。
- ・里子が保育所へ行く準備を嫌がり、里母に対しても反抗的な態度を取っていた。その一連の言動に腹を立てた里母が、里子の左頬を叩き、鼻血を出した。里子が泣き叫んだり自傷行為をした際にも、里母が怒ったり叩いたことが複数回あった。
- ・約束の門限に遅れて帰宅した里子と里父が冗談を言い合っていると、里子が里父に乱暴な口調で話をしていて受け止めた里母が突然部屋から出てきて、里子の左頬を平手で叩き、「出て行け」と外に押し出した。
- ・学校で里子がふざけて友達にけがを負わせてしまい、迎えに行った里母が友達の受けた痛みを分からせようという意図で、担任の前で里子の頭を拳骨した。
- ・里親に委託されている3人のきょうだいのうち、次女について、食事を食べきれないと里母から体を押さえつけて無理やり口に流し込まれたり、忘れ物などした際に里母から頭、頬、背中、腕を平手で叩かれることがあった。また、長男については、里母が顔面をつかんで壁に押し付けられ、鼻血がでることがあった。また、長女、次女、長男とも、毎日里母に怒鳴られた。反論すると、「偉そうにするな」、「ここは私たちの家だ」と怒られた。また、こどもらの実親の養育についても否定的な発言をした。
- ・里子が里母の大切にしていた化粧品を持ち出し中身を振りまいていたところを里母が見つけ、こどもを追いかける際、逃げようとした里子の背後を里母が押してしまった。その勢いで転倒し、顔を廊下にぶつけ鼻血を出した。
- ・里父が、自宅において里子の太腿を噛んだ。
- ・里子が約束の時間を超えて携帯電話を使用していたため、里父が取り上げようとした。里子が「キモイ」「怖い」と騒いだため、里父が里子の顔を平手でたたき、里母が里父を引き離そうとした際に、里子の脇腹を足で蹴った。これまでも、約束を守れないとして里母が叱責し、追い詰めたりすることがあった。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの養育者がこどもの頬を抓り、大きな痣を作った。また、同養育者がこどもに向かって皿を投げることもあった。

【障害児入所施設】

- ・服薬の際に、加害職員がこどもの左肩付近をつかみ着席させ、こどもの後頭部毛髪を勢いよく引っ張り上方を向け、粉末の薬を口に入れる。こどもが粉薬を吹き出すと、加害職員がズボンや床に散乱した粉薬をスプーンでかき集めてこどもに服薬させた。

- ・手洗い時に、他のこどもを抓っている場面を目撃した加害職員は、注意をするために、同じ痛みを伝えようとこどもの左胸付近を抓り「抓ったら痛いでしょ」と説明した。その結果として、こどもの左胸に赤みが残った。
- ・6名の加害職員について、こどもへの対応の際に、暴力を用いて制する、威圧的な態度、無視する、夜遅くまで長時間説諭するなどの不適切な対応を行っていた。他の元職員1名についても、食事を盛りつけ過ぎてしまったこどもに対して、「食べる」と言って本児が吐くまで強要するといった対応があった。施設長は、これらの行為等に対して、保護者や児童相談所へ適切に報告することを怠り、加害職員に対して必要な指導を行わず、被措置児童等虐待を放置していた。
- ・日中のこども間での下着に関するトラブルについて、就寝後、こどもらの了解を得てタンス等の収納を確認するが、こどもが自身の収納を開けさせないよう抵抗した。その際、加害職員の手を指を挟んでしまい、加害職員が反射的にこどもの頭を叩いてしまった。
- ・こどもが食器を手で払いのけ、それに怒った加害職員が、威圧的な態度でこどもを注意し怒った。その後、食事を拭き取るために使用していたトイレトペーパーを加害職員がこどもの口に入れ、またデコピン（指でおでこをはじく行為）を行った。
- ・椅子に座っているこどもに朝食の配膳がなされた際、こどもが食器を手で払いのけた。それに怒った加害職員が、こどもを平手でたたき、その弾みで椅子ごと後ろに倒れ、加害職員は大声で怒鳴った。その後、こどもを再び椅子に座らせたが、食器を投げる行為を繰り返すので、こどもの腕をつかみ、床に下ろし、蹴る行為を行った。
- ・他のこどもの頬を抓ったこどもに対して注意している際に、こどもが自身の行為を正当化したため、加害職員は、こどもの両頬を3、4秒程度抓る。当初は軽く抓っていたが、こどもが「痛くない」と言うため、加害職員が手に力を入れるとこどもが痛がった。
- ・加害職員がこどもの髪を引っ張っていた様子が目撃された。
- ・加害職員が、歌っていた別のこどもに対し、「うるさいな、行こうか」と言い、嫌がるこどもの足を引っ張って引きずっていた様子が目撃された。
- ・「家に帰りたい」というこどもに対し、加害職員が「君の家は施設」と伝え、加害職員に手を挙げる素振りがあった。自室に行き、話をするが、興奮状態になり、加害職員を殴る等粗暴行為が出たため、加害職員がマットを用意し、こどもに横になってもらった。それでも、加害職員への粗暴行為が止まらなかったため、起き上がらないようにこどもの右手とあごを押すようにし、行為が治まるまで身体を押さえつけた。
- ・こどもが落ち着かず、加害職員の手腕を取り、噛みついたり、抓る、顔をめがけて叩く等の粗暴行為に発展した。そのため、加害職員は、片方の手で防御しつつ、もう一方の手で本児と距離を取るなどしたところ、こどもの胸・あご・左の耳たぶに痣や傷をつけてしまった。
- ・こどもがゲームをつけっぱなしにしたまま移動していたため、加害職員がゲームを消しておいたところ、そのことにこどもが怒り、「死ね」「ゲーム消すな」「うざい」等の暴言を吐いたことに対し、加害職員がこどもの腰を叩いた。
- ・施設内の食堂にて、加害職員がこどもを叩いたとの匿名の通告があった。

【指定医療機関】

- ・作業療法を嫌がって別室に行き寝転がっていたこどもに対して、加害職員がこどもの両足首を掴み、引き摺って連れて行った。

【児童相談所一時保護所】

- ・こどもが投げたスリッパが他のこどもに当たり、その場にいた加害職員がこどもに対してビンタをした。
- ・他のこどもとのトラブルに関する振り返りを行う際に、こどもが壁を蹴る、カーテンにぶら下がるなどし、加害職員の制止も聞かなかった。そのため加害職員が、こどもの両手首を抑えるとともに、両足を加害職員の両足で外側から挟むような制止が2度行われた。
- ・こども間のトラブルに加害職員が仲裁に入ったが、加害職員の些細な発言をきっかけに、こどもが興奮しCDデッキで加害職員の頭部を殴打し、その後加害職員がこどもの左頬を叩いた。
- ・一時保護を拒否し、一時保護所からの退出を試み、加害職員に対し、突進し、蹴る、叩く等を繰り返した。加害職員はこどもを転ばせ、床や壁に押さえつけ、「やめろ」と声を掛け、離れる等の対応を続けた。
- ・昼食の介助をしている際に、嫌がったこどもが皿を床に落としてしまい、感情的になった加害職員がこどもの肩付近を腕で押すと椅子から落ちてしまった。

【自立援助ホーム】

- ・複数の加害職員について、「肩たたきで叩かれたんこぶができた」、「いきなり叩く、ティッシュ箱で叩かれる」、「風呂が遅くなったときに蹴られる」、「手刀、平手、グーパンチで週に1回くらい叩く」等の申告が入所者からあった。

2. ネグレクト

【児童養護施設】

- ・深夜、隣の寮から泣きながら就寝対応を求めてやってきたこどもに対して、加害職員は「うるさいから出て行って」などと言って追い出した。再び就寝対応を求めてやってきたこどもに対し、加害職員は他のこども2名に指示して廊下に締め出させ、施錠して入れないようにして放置した。また、加害職員は別のこどもに対して威圧する言動もあった。
- ・夜間就寝時以降、加害職員がこどもの生活するホームの玄関の鍵を閉め、こどもがホームに自力で戻ることができない状況を作った。

【里親】

- ・里子の洋服から臭いがする、パンツに大きな穴が開いている、一人で入浴しているなどとの報告があった。これを受けて、児童相談所が里子から聴き取りを実施したところ、里母に怒られるときにほかの家族のいないところで「ほっぺをぱちん」とされたり、「頭をグー」で叩かれるとの発言があった。同時期に委託されていた別の里子についても、里母に怒鳴られたり、頭を叩かれることがあった。
- ・里子がカビの生えた水筒や腐りかけた弁当などを持参させられたり、持ち物や衣服も柄の折れた傘や汚れて穴の空いた靴下やシミや汚れのついた制服で登校していたことがあった。この他、断定はできなかったが、里父から胸をなめられたり触られたりしたことや、ズボンを脱がされ下着の上から性器を触られた内容の訴えもあった。

3. 心理的虐待

【乳児院】

- ・こどもに対し、罵声を浴びせる、物でたたく、威嚇する、押し倒すことがあった。

【児童養護施設】

- ・加害職員がこどもを自室に閉じ込めたり、過重な自主学習をさせたり、こどもを無視するということがあった。
- ・こどもが高校卒業までの10年間、反抗的だったためか、加害職員から他のこどもとの距離を取らされたり、一人部屋にされ、孤立させられた。こどもが施設の行事の不满を児童福祉司に伝えると、加害職員から「なぜ職員に言わないのか」と怒鳴られることもあった。また、高校進学にあたって、「約束事を守れない場合は本施設以外の場所から高校へ通うように」などの記載のある誓約書を、多くの職員が見守る中で署名をさせられた。
- ・登校を渋るこどもに対し、加害職員が居室に入り、布団を剥ぎ取り、強い口調で登校するように伝え、その際に「いい加減なことばかりしていると本当にぶっとばすよ」と脅した。
- ・加害職員とその同僚、被害を受けたこどもとの三者で話し合いがもたれていた場面において、こどもより加害職員の向き合わない日頃の姿勢や言動について改善を訴えていたが、話し合いが20分くらい経過した頃、急に加害職員が感情的になり、「あなた〇〇人だから私の気持ちはわからない」とこどもに向けて発言した。また、約束を守らなかった別のこどもに対して、加害職員は、叫び声を上げながら足をドンドンと踏み鳴らして叱りつけるという不適切な対応をした。
- ・加害職員がこども2名に対し、加害職員がキッチンで電子タバコを吸っていたことを口止めした。また、うち一人のこどもに対して強い語気で脅して迫った。
- ・加害職員は、こどもに対して「高校生だから幼児の面倒を見るように」などと威圧的な指示で、一人だけ幼児ユニットで生活をするよう強いた。また、こどもの家庭を揶揄したり、こどもをおしなべて侮辱するような発言をしたり、理不尽に怒ったり、おこづかいの用途を制限した。この他、本来、購入できる範囲である衣類等の購入を認めず、衣類を購入する際には、「ユニット共有」「一時保護委託用」と偽って申請するなどの対応があった。加害職員は、その他複数のこどもに対しても、アルバイト先へ提出する履歴書、契約書等の提出書類にサインに応じなかったり、侮辱したり、怒鳴るなど行為があった。また、別の加害職員は、こども1人とSNSにて隠語で性的な内容をほのめかす会話をしていた。
- ・幼児ユニットの加害職員らは、日ごろから食事に時間のかかるこどもに対し、時には1時間以上にも及ぶほど長時間に渡って食べさせ、こどもが体調不良時にも同様の対応をしていた。またこどもが居室で顔をぶつけて腫れあがるほど受傷した際にも、施設内での報告や医療機関を受診させるなどの対応を怠ることがあった。
- ・加害職員がこどもと寮でのルールでもめた後、他職員との引継ぎの際に、家庭復帰の見込みが低いこどもが聞こえる状況下で「中学を卒業したら家に帰ったほうがいいと思います」と大声で発言した。
- ・こどもが職員にけがをさせたことについて、加害職員が、「あなたのせい」「裁判になれば損害賠償も必要」などとこどもを責め立てるような説教をした。また、こどもが浴室に逃げ込んで閉じこもった際に、別の加害職員が「出て来い」などと言いながら浴室の扉を蹴るということもあった。
- ・加害職員が、暴言や暴力を行うこどもに対して感情が昂ぶり、椅子を床に叩きつけて怒鳴ったり、椅子を持ち上げて威嚇する行為があった。

- ・加害職員がこどもの挑発に応じて感情的になって威圧したり、「暴言を吐く」「睨む」「特定の児童を他児の前でする」等、7名のこどもに対する不適切な対応があった。
- ・登園前に落ち着かなくなったこどもを支援している際に、加害職員はこどもから殴る蹴る等の暴力を受けた。加害職員はこどもに見せる意図はなく中指を突き立てたが、こどもはそれを目撃した。
- ・朝から機嫌が悪かった加害職員は、ユニットのこどもらに対し、威圧的な言動をしたり、無視をしたりした。また、消しゴムを無くしたこどもに対し、暴言を吐き、居室で怒鳴った。
- ・こどもが加害職員と関係の良くない加害職員と一緒にいたこと等を理由に、加害職員がこどもに対し、他のこどもの前で強い口調で叱責した。
- ・加害職員は、こどもの頭に自身の手を乗せて叩く真似をした。また、他のこども2名がいた場面でも、同様の行為があった。また、加害職員がこどもの下駄箱を掃除していた際、加害職員の注意に食って掛かってきたため、加害職員は怒りを抑えられずに近くに置いてあった洗濯籠を蹴った。注意を受けたこどもや近くで見ていたこどもを怖がらせた。
- ・こどもがホームでテレビをみていたところ、加害職員2名に連れられ、リビングで陰部に皮膚の治療薬を塗薬したが、その際、周りに他のこどもが居る中でこどもに対し、性的にも傷つけるような不適切発言を行った。
- ・加害職員が洗濯籠を投げたり、蹴ったりし、こどもらが怖いと感じさせる状況があった。また、アルバイトの勤務時間になっても出勤していないこどもに対し加害職員がこどもの胸ぐらを叩いたり、引きずったり、髪の毛を掴んでベッドから下ろそうとする行為があった。この場面を複数のこどもが目撃している。

このほか、常日頃から感情的、威圧的な対応をこどもらに長期にわたり行っていた。

- ・おもちゃなどの片付けの指示に従わなかったため、加害職員は感情的になり、こどもらの胸ぐらをつかみ「片付けないのなら、どうなるか分かっているか」と威圧した。
- ・夕食時のこどもに食事の仕方について加害職員が注意を促すが、こどもが逆なでする発言をしたため、加害職員がパン切り包丁をちらつかせつつ指導を行った。
- ・朝の登校準備をしている時に、加害職員がこどもの方にお尻を向けて、おならをした。何回も「やめて」と言ったのに、またおならをかけられた。同室の他のこども2名もおならをかけられた。
- ・加害職員が、食事中に集中の続かない就学前のこどもを頻繁に自室隔離したり、気分によって冷たくあしらったり、こどもに向かって他の職員や施設長に対する悪口を言うことがあった。また独断でこどもの居室の押入れに鍵を取付け、片づけをしないこどもを入れて鍵をかけるなどした。
- ・2人のこどもが宿直室にふざけて出入りしていたため、別の職員が注意していたが、加害職員が1人のこどもの頭を叩き、別のこどもの胸ぐらと首の後ろを掴んで自分の方に引き寄せ、こどもらに注意した。こどもらが警察の通報を希望した。
- ・時間外に食事提供したこどもが、他のこどもと居間で喋り続けていたため、加害職員が食事を終えるようにと声をかけると、暴言を吐くようになった。その際、別の職員が座っていた椅子を蹴った。こどもは食べていた食器を叩きつけ割って立ち上がったため、両手を捕まえて抑えた。
- ・加害職員とこどもが車で外出した際、「言うことを聞かないなら、(こどもの私物を) おいてくる」と発言し、言うことを聞かせたりすることや、入浴が長いとして風呂のドアを強く叩いて「早く出てこい」と威圧したり、「施設が嫌なら家に帰ったらいい」と発言した。また、こどもへの聴取から、口調が荒く、手を上げる、おでこを叩く等の報告があった。

- ・こどもより、加害職員から蹴られたが謝ってもらえず、他の職員に相談しても信じてもらえないので施設に帰りたくない、との訴えがあった。

【児童自立支援施設】

- ・加害職員がこどもに対し、携帯電話番号や居住地等の私的な情報を教えるといった不適切な対応があった。
- ・こどもの支援について、施設として指導が限界であることが決定され、加害職員からこどもに対してその旨を伝える。その際、こどもに無断外出を促したり、「どのような形でもいいから施設を出ることを願っている」との発言があった。
- ・卒園を間近になってこどもの生活が崩れたまま退所したこどもがいた居室の机に、加害職員は、お清めの意図をもっての盛塩をした。これを目撃した他のこども3名は、同様のことを自身にもされるのではないかと怖がった。また加害職員は、「百人一首大会で、落ち着かないこどもの頭部を百人一首の箱で叩く」、「こどものそばにものを投げつける」「怒鳴る」「こどもによって対応を変える」「起床しないこどもを叩いて起こす」といった不適切な行為があった。
- ・加害職員が、「足が臭い」「自分の性器を洗ってほしいなどと下ネタを言う」などと、特定のこどもの身体の特徴のことや言動を取り上げてからかうといったことを繰り返して、複数のこどもを笑いものにした。それを「他の職員には言わないように」と口止めた。

【里親】

- ・親族里親である祖父と里子の伯父との間で暴力事案があり、当時、在宅していた里子に対し心理的虐待の状況が認められた。
- ・里父母は、こどもの前で複数回夫婦喧嘩を行った。また、里母が里子に対して、「施設に帰れ」又は「出ていけ」といった趣旨の発言をしたり、里子の前で里母自身が首を吊ろうとし、刃物を体に当てるなどした。この他、里母が里子に対して手をあげる、足を蹴る等の行為があった。里父はこれらの行為を止めるような積極的な対応を行わなかった。
- ・里母から里子に対し、ひどい暴言を浴びせた。
- ・里母の用意した、食事のメニューに関して、里父が不満を述べ、言い合いに発展していった。最終的には、里子の前で里父が里母の肩を2、3回押して里母が壁に頭を打ってしまった。

【ファミリーホーム】

- ・こどもに対し、管理者から「この家が嫌なら出ていけ」、「施設に帰れ」と言われることがあった。また、他のこどもと管理者の喧嘩が頻繁にある家庭状況について「怖い」と恐怖を訴えた。

【障害児入所施設】

- ・職員がこどもの胸ぐらを掴み、壁にドンと押しつけたとの報告に基づき調査したが、事実確認には至らなかった。しかしながら、加害職員は、日ごろからこどもに対して威圧的な言動があることが認められた。

- ・朝食時にこどもの左頬に、靴底の様な傷跡があり、こどもより加害職員に靴で蹴られたとの内容を述べる。加害職員は暴力を否定し、目撃証言も得られなかったが、入所児及び職員全員への調査において、こども6名から、加害職員の威圧的な態度や発言等についての訴えがあった。
- ・施設の鍵がなくなったり、他のこどものケーキがなくなるなどの事案があり、加害職員が、児童相談所職員との面談に同席した際、こどもに対して「本当のことを言いなさい」、「謝りなさい」、「児相職員は皆担当したくないと思っている」などと厳しく詰問や叱責をした。
- ・入浴が長かったこどもに対して「いつまで入ってる」「早くしろ」と大声で怒鳴った。その後、時間どおりに行動しようという約束が守られていないと言って、加害職員が机の足を蹴ったり、手を振り上げて「殴るぞ」と言った。

【児童相談所一時保護所】

- ・こどもに対し、こどもの爪先を椅子の下に置き、そのまま体重をかけて座らせるという行為があった。また、倉庫にこどもを閉じ込め、外から扉にボールを当てるといったことや、幼児を50～60分ほど何もさせずに椅子に座らせ続けたり、食事をおあずけにすることもあった。このほか、他児の前で「こんなだからここに来ることになるんだよ。親も嫌になるんだよね」、「嘘つきだから里親から返される」、「弟は帰れるけど、ちゃんとできないあなたは帰れないんだよ」、「バカだよね」、「アスペルガーだからこういう風に動けないんだよね」との発言もあった。このほか、食事中、トイレに行きたいと発言した幼児をトイレに行かせなかったり、指導に応じないこどもの上履きを手の届かないところへ置くなどの行為があった。

【自立援助ホーム】

- ・こどもと管理者は、自動車内でこどもの異性交際に関することで話し合いをしていたが、こどもは、管理者が逆上し、右眉上を殴られたと主張した。管理者は身を乗り出したこどもを制止しようとした際に座席をたたこうとして手が当たったと主張した。互いの供述は異なっていたが、状況的に不適切な関わりであり、心理的虐待に該当すると判断した。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・就寝時にこどもの部屋に加害職員を呼んだ際、加害職員がこどもを複数回抱きしめ、強制的にキスし、服の中に手を入れて身体を触った。
- ・加害職員と高校生のこどもが交際をし、夏頃に最初の性交渉があった。その後も施設内外にて複数回性交渉をもった。
- ・加害職員が15歳の異性のこどもの入浴介助（浴室、脱衣所での洗髪のチェック）をしていた。
- ・浴室で加害職員の性器をこどもに触らせた。こどもの性器を加害職員が触った。
- ・加害職員は、6年以上にもわたって、被害を受けたこどもとキスをしたり、お互いの性器を触り合うなどといった一連の性的な行為があった。
- ・加害職員と高校生のこどもが交際開始し、およそ1か月後に初めての性交渉をした。その後、一旦、関係は中断されたが、約5か月後に交際が再開し性交渉が複数回あった。

- ・未明に当直の加害職員が、高校生のこどもの居室に入り、ベッドで横になっていたこどもの下着の中に手を入れ直接臀部に触った。
- ・5歳のこどもより、加害職員から「キスされた」と別の職員に報告があった。加害職員は抱き上げた際に、唇が当たったかもしれないと述べた。
- ・加害職員が高校生のこどもに対し、こどもの部屋や、通院同行のために外出した際などに性行為を複数回行っていた。
- ・中学生のこどもについて、こどもが寂しい気持ちになった時や加害職員に呼ばれた時に夜中に宿直室に行き添い寝をしてもらっていた。一緒に寝ると身体を触られることがあった。当該事案が発生した時も、胸や性器を触られ性行為に至った。その後も加害職員から複数回から呼ばれ、性行為に至った。
- ・小学校のこどもについて、怖い夢を見たり、寂しくなったりすると宿直室で加害職員に添い寝をもらうことが度々あった。一緒に添い寝をした際に、加害職員から性器をなめるように言われ、性行為に至った。
- ・小学生のこどもについて、施設の地域小規模ユニットに外泊した際、臨時で宿直となっていた加害職員より就寝時に・プライベートゾーン（胸・性器）を触られたりした。
- ・加害職員が、小学生のこども3名に対し、入浴中に陰茎の皮をむいて洗った。加害職員は「衛生管理のために陰茎の皮をむいた」と述べた。

【児童自立支援施設】

- ・こどもが入所中から、加害職員と交際関係になり、加害職員が夜勤のときには、公務室の奥の和室（宿直室）で性交渉を行うなど不適切な身体接触を繰り返した。また、退所後もしばらくの間は交際関係を維持し、自宅に招き入れて性交渉を行うなどしていた。
- ・加害職員が小学生のこどもに対し、およそ1か月間、こどもの居室で不適切な身体接触（少なくとも抱擁8回、キス7回）を行った。

【里親】

- ・夜、里父が里子に「一緒に寝よう」と言ってきたり、足を触ってきた。その翌日の午前中には背中、腰、お腹を肌着の上から触ってきて、里子のスカートを脱がそうとしてきた。里子が抵抗し拒否したが辞めてくれず、背中、お腹、胸を直接触ってきた。
- ・2週間以上の期間、里父が中学生の里子に対して胸や性器を触るなどの行為をした。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの同居人（元委託児童）が、こどもとハグをする、キスをする、胸や性器を触るといったわいせつ行為をした。

【障害児入所施設】

- ・被害を受けたこどもに対して、加害職員が1年以上にわたり、他の利用者があるリビングにおいて、胸を触る、性器を触る、性器に指を入れるなどの行為を複数回行った。また、他のこどもに対しても、胸を触るなどの行為を行った。

- ・同一敷地内の別施設に勤務する加害職員が、以前勤めていた当該施設を夜間に訪問し、面識のある子どもに対し、額や口へのキス、抱擁をした。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成22年度～令和3年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員・受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元 年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2 年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	42 [10.8]	10 [2.6]	389 [100]
令和3 年度	105 [26.7]	12 [3.1]	38 [9.7]	137 [34.9]	10 [2.5]	11 [2.8]	5 [1.3]	3 [0.8]	8 [2.0]	6 [1.5]	49 [12.5]	9 [2.3]	393 [100]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、令和元年度:290件、令和2年度372件、令和3年度387件

※児童家庭支援センター及び児童委員はその他に含む

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [53.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]
令和3年度	131 [30.5]	203 [47.2]	57 [13.3]	391 [90.9]	0 [0.0]	39 [9.1]	430 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親・	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元 年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2 年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]
令和3 年度	5 [3.8]	69 [52.7]	2 [1.5]	8 [6.1]	21 [16.0]	20 [15.3]	6 [4.6]	131 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合 計
22 年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23 年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24 年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25 年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26 年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27 年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28 年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29 年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30 年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]
令和3年度	68 [51.9]	4 [3.1]	39 [29.8]	20 [15.3]	131 [100.0]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）

